

## 船舶事故調査報告書

令和5年6月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年8月8日 10時44分ごろ
発生場所	広島県呉市鹿島東方沖 安芸船害岩灯標から真方位227° 1,300m付近 （概位 北緯34° 03.9′ 東経132° 33.2′）
事故の概要	漁船第十一漁福丸は、西北西進中、また、プレジャーボート殿丸は、漂泊中、両船が衝突した。 殿丸は、船長が負傷し、船尾部外板の亀裂等を生じ、また、第十一漁福丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十一漁福丸、10トン HS2-3292（漁船登録番号）、有限会社前水産 16.48m（Lr）×3.58m×1.35m、FRP ディーゼル機関、670kW、平成18年5月23日 第270-47654号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 殿丸、5トン未満 270-40072広島、個人所有 5.37m（Lr）×1.95m×0.99m、FRP ガソリン機関（船外機）2基、50.03kW（合計）、平成7年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 36歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年5月7日 免許証交付日 令和4年4月25日 （令和9年5月6日まで有効） B 船長B 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年9月17日 免許証交付日 令和4年6月16日 （令和10年1月26日まで有効）

死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 軽傷 1人（船長B）</p>
損傷	<p>A 右舷船首部外板に擦過傷</p> <p>B 船尾部外板に亀裂、船外機2基に亀裂、オーニング支柱に曲損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、僚船2隻と共に船団を構成し、いわし船引き網漁を行う目的で、呉市倉橋島東方沖の漁場に向け、令和4年8月8日03時30分ごろ広島県江田島市鹿川港を出航した。</p> <p>船長Aは、漁を終え、10時25分ごろ、操舵室の中央にある操縦席に座り、手動操舵で帰航を開始した。</p> <p>船長Aは、安芸船害岩灯標南方沖で鹿島大橋に向けてA船を右転させ、約20ノットの対地速力で鹿島東方沖を西北西進中、右舷船首方に東進する漁船（以下「東進船」という。）1隻を認めた。</p> <p>船長Aは、目視のみで見張りを行い、東進船のほかに他船がいないと思い、東進船と右舷対右舷で通過することとした。</p> <p>船長Aは、操舵室内が暑く、操縦席に腰を掛けたまま、操縦席の足下に置いた扇風機に体を近づけ、身を屈めた姿勢で航行していたところ、操舵室左舷側に設置された魚群探知機に反応があり、魚群探知機に意識を向けながら航行中、10時44分ごろ、何かに衝突したような衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、後方を振り返ったところ、B船を認め、A船とB船とが衝突したことに気付き、右旋回してB船に近づき、船長Bが負傷していることを確認した。</p> <p>本事故の発生に気付き来援したA船の僚船船長は、119番通報を行った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、釣りをを行う目的で、09時00分ごろ呉市警固屋の定係地を出発した。</p> <p>船長Bは、10時30分ごろ、鹿島東方沖の釣り場に到着した後、船外機を止め、B船の船首を西方に向けて漂泊し、左舷船尾部に置いた椅子に腰を掛け、左舷方を向き、同乗者Bは、船首部で船首方を向いて甲板上に座り、それぞれ釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、B船の東方に、B船の方に向けて西北西進するA船を認めたが、鹿島大橋に向けて航行する他船が数隻通過し、漂泊中のB船を避けてくれていたので、A船も避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けていたところ、A船が至近に接近していることに気付いたものの、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船の僚船に移乗し、呉市倉橋漁港に向かい、待機していた救急車で呉市の病院に搬送されて、胸部打撲及び頭部挫創と診断</p>

	<p>された。</p> <p>B船は、A船の僚船により鹿川港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、安芸船害岩灯標南方沖で鹿島大橋に向けてA船を右転させた際、B船のオーニングが黒色だったので、気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、ふだんから帰航中も魚群探索を行っていた。</p> <p>船長Aは、ふだん夜間や視界不良時にレーダーを使用していたが、昼間は目視で見張りを行い、本事故当時もレーダーを使用していなかった。</p> <p>B船は、有効な音響による信号を行うことができる携帯式エアホーン等を備えていなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、首掛け型の自動膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、船長Aが、鹿島大橋に向けてA船を右転させた際、東進船のほかに他船がないと思い、鹿島東方沖を西北西進中、身を屈めた姿勢で魚群探知機に意識を向けて航行を続けたことから、漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、目視のみで見張りを行っていたことから、東進船のほかに他船がないと思ったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、安芸船害岩灯標南方沖で鹿島大橋に向けてA船を右転させた際、B船のオーニングが黒色だったことから、B船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、鹿島東方沖で船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが、B船に向けて西北西進するA船を認めた際、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたことから、A船が接近する状況に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本事故前、航行する他船が数隻通過し、漂泊中のB船を避けてくれていたことから、A船がB船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、鹿島東方沖において、A船が西北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、東進船のほかに他船がないと思い、身を屈めた姿勢で魚群探知機に意識を向けて航行を続け、漂泊中のB船に気付かず、また、船長Bが、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁船の船長は、航行中、周囲の船舶が見えにくいことがあるので、魚群探索のみに意識を向けず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 船長は、航行中、航行船のほかにも船首方に停船している船舶がいることなどを考慮し、目視のみでなく、レーダーを活用して他船の有無を確認すること。</li><li>・ 小型船舶の船長は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、自船に気付いていない場合があるので、他船が漂泊中の船を避航してくれると思わず、直ちに回避できるように機関を中立運転とし、早めに衝突を避けるための措置を採ること。</li><li>・ 汽笛等を備えていない船舶の船長は、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段を備えておくこと。</li></ul>
--------------	--

付図1 事故発生経過概略図

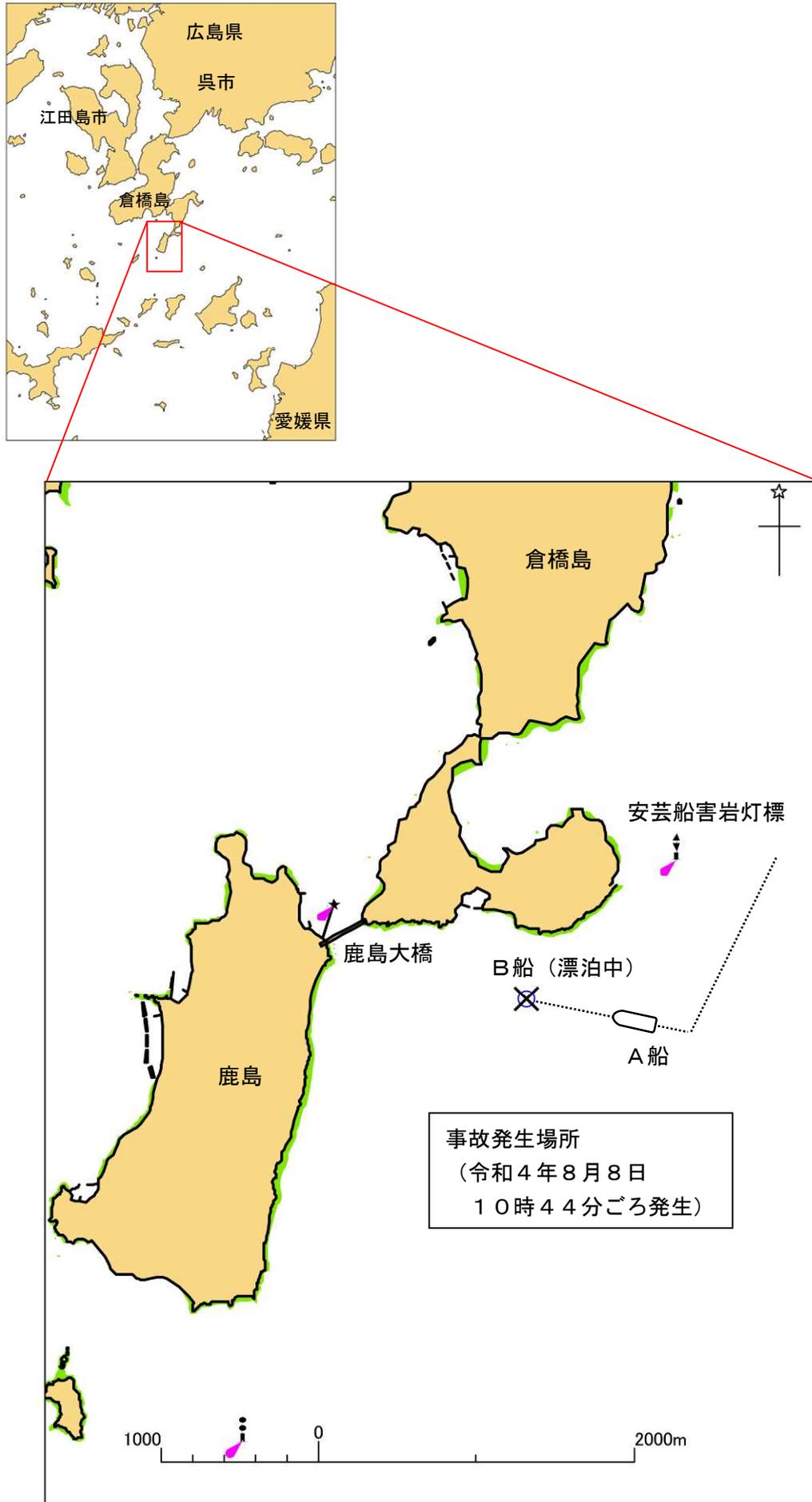


写真1 A船



写真2 B船



写真3 B船の損傷状況

